

広島県選挙管理委員会告示第四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として指定している別表の施設の指定を取り消した。

平成二十七年二月二十六日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

## 別表

施設の種類	施設の名称	所在地	取消年月日
病院	医療法人財団愛人会河村内科消化器クリニック	広島市中区大手町一丁目4番11号	平成27年2月17日
病院	広島三菱病院	広島市西区観音新町四丁目6番20号	平成27年2月17日